

栃木市農業委員会総会議事録

令和6年9月24日

栃木市農業委員会事務局

栃木市農業委員会総会

開催日時 令和6年9月24日（火） 午後3時

開催場所 栃木市役所本庁舎3階 正庁

出席委員

1 若色 昭松	2 高際 英明	3 五十畑節子	4 正田 秀雄
5 長 明美	6 小林真理子	7 柴 賢一郎	8 平本 勲
9 渡邊 昭男	10 狐塚 正直	11 田中 健一	12 山崎 幸行
13 大谷 朗	14 泉田 裕美	15 川嶋 房代	16 川田 久子
17 荒川 則夫	18 石塚 一彦	19 大塚 幸八	20 佐山 耕基
21 生澤 良一			

欠席委員 なし

農業委員会事務局職員

事務局長	石川 徳和	次長兼農委総務係長	高久 完治
次長補佐兼農地調整係長	小松原 雅人	主 査	田沼 篤
主 査	佐藤 真沙人	主 任	岡 剛伯

会議事件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号	非農地証明願いについて
議案第5号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定 (利用権の設定)について
議案第6号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定 (所有権の移転)について
議案第7号	農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利 用集積等促進計画案に対する意見について
報告第1号	農地法第5条の規定による許可の報告について
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の専決処理 の報告について
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の専決処理 の報告について
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知受理状況の報告について
報告第5号	使用貸借契約解約通知書受理状況の報告について
報告第6号	農地法第5条の規定による許可の取消報告について

開会の宣言

事務局長

それでは、ただ今から、令和6年9月栃木市農業委員会総会を開会いたします。若色会長よりごあいさつをお願いします。

(会長あいさつ)

事務局長

ありがとうございました。

ただ今の出席委員は21名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、総会規則第5条により、議事の進行は若色会長をお願いします。

議事録署名

議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

栃木市農業委員会総会規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

それでは、議事録署名委員は、8番平本勲委員、9番渡邊昭男委員をお願いいたします。

会議書記指名

議長

日程第2、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局職員の佐藤真沙人氏と岡剛伯氏を指名いたします。

議 事

議長

それでは、日程第3の議案審議に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

岡主任

議案書2ページをご覧ください。

今月の申請は、所有権の移転が12件ありました。申請者、土地の表示等については記載のとおりです。

最初に1番～4番、6番～10番については、譲受人が同一のため一括してご説明いたします。

1番～4番、6番～10番については、経営規模拡大のため、農地を売買により取得する申請です。

1番～4番については4人の所有者から8筆の大久保町の農地を、6番～10番については5人の所有者から5筆の大平町下皆川の農地を購入するため、番号が別となっております。

譲受人は、群馬県高崎市を中心に、複数の市で梅を栽培している農地所有適格法人です。

申請地でも、梅を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。
(写真説明)

5番については、居住地に隣接する農地を贈与により取得する申請です。

譲受人は、非農家ですが、トラクターや管理機を所有しており、申請地にて、野菜を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

11番については、経営規模拡大のため、既に借りている農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、藤岡町中根を中心に米・麦・大根・白菜・ネギ等を作付しています。

申請地では、米・麦を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

12番については、経営規模拡大のため、既に借りている農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、藤岡町都賀を中心に米・麦を作付しています。

申請地でも、米・麦を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上12件の申請につきましては、法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。ご審議よろしくお願いたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長お願いします。

北部調査委員長
(狐塚委員)

今回の北部調査委員長の10番狐塚です。

今回は私と6番小林委員、13番大谷委員の3名と事務局2名で、20日金曜日に事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告

いたします。

今回北部は、所有権移転の申請が4件ありました。

書類審査および現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。南部調査委員長お願いします。

南部調査委員長
(山崎委員)

今回の南部調査委員長の12番山崎です。

今回は、私と4番正田委員、16番川田委員の3名と事務局2名で、19日木曜日、事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。

今回南部は、所有権移転の申請が8件ありました。

書類審査および現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)

議長

発言がないようですので、採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

田沼主査

議案書の5ページをご覧ください。

今回は、3件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、畜舎（牛舎）、堆肥舎への転用です。地図は1ページです。

事業計画者は、樋ノ口町において畜産業及び米、麦の作付を行う農業者です。事業計画者は、申請地近くに自宅及び畜舎を構え、肉用牛を35頭飼育しております。

この度、事業規模拡大を図るため、新たに肉用牛80頭を収容できる牛舎及び堆肥舎を建設する申請に至りました。

農作業の効率性の観点から、自宅や既存牛舎、堆肥舎の近接地であることが望ましいと考え、申請地を選定しております。

農地の区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地ですが、農業用施設のため不許可の例外規定に該当します。

取水は井戸水を引き込み、牛用飲料水として使用、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

（写真説明）

2番については、農業用倉庫への転用です。地図は2ページです。

事業計画者は、尻内町において米の作付を行う農業者です。現在の自宅敷地内にある農業用倉庫において稲乾燥機2台及び籾摺機1台により作業しておりますが、騒音、粉塵により隣家からの苦情があることや、手狭であることから、新たな農業用倉庫の建築を計画しました。申請地は道路を挟んだ隣接地であり、隣家とも距離が確保され迷惑をかけず、自宅からも近いいため適地として事業計画地としました。

農地の区分は、農振農用地ですが、農用地利用計画において指定された用途であるため、不許可の例外規定に該当します。なお、申請地は用途区分変更がされております。

取水は上水道、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

（写真説明）

3番については、太陽光発電設備への転用です。地図は3ページです。

事業計画者は、太陽光発電事業を営む法人です。本件は、登記簿地目が山林のため、令和4年に所有権移転の登記が成されておりますが、農地法の手続きを要する農地であることが判明したため、現所有者による是正の申請となります。

なお、許可を得ずに太陽光事業地としてしまったことにつきましては、申請書に始末書が添付されております。

農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上3件の申請については、他法令の許認可の見込みや資金計画の妥当性等により転用の確実性も問題はないと考えられます。なお、1番の本案件については面積が30アールを超えるため、県の常設審議委員会に意見を求めます。ご審議よろしくお願いたします。

議長 ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長 (狐塚委員) 今回北部は、畜舎が1件、農業用倉庫が1件、太陽光発電設備が1件、合計3件の申請がありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。ここで地元委員の意見を伺います。番号1番について、11番田中委員をお願いします。

田中委員 11番田中です。

1番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。特に問題ないと思われまますので、ご審議の程よろしくお願いたします。

議長 番号2番について、16番川田委員をお願いします。

川田委員 16番川田です。

2番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。特に問題ないと思われまますので、ご審議の程よろしくお願いたします。

議長 番号3番について、1番若色より報告いたします。

3番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。(質疑なし)

議 長	<p>発言がないようですので、採決いたします。</p> <p>議案第2号は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>なお、1番の案件については、30アールを超えますので、「県農業会議常設審議委員会」に意見を求め、許可相当の回答を受理した後、許可することといたします。</p>
議 長	<p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
田沼主査	<p>議案書の7ページをご覧ください。</p> <p>今回は、17件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。</p> <p>1番については、駐車場への転用です。地図は4ページです。</p> <p>事業計画者は、解体工事及び外構工事等を営む法人です。申請地西側の作業所において、社員15名及び外部委託25名の計40名が常駐し、作業しております。令和3年に従業員用の駐車場として農振除外及び農地転用を行いました。その後業績も順調であり、当時よりも従業員が増加したため、現在の駐車スペースでは手狭になっている状況です。これにより、新たに敷地を拡張するため、申請に至りました。</p> <p>農地の区分は、土地改良施行地域の第1種農地であります。既存敷地の2分の1以内の拡張であることから、不許可の例外規定に該当します。スクリーンをご覧ください。</p> <p>(写真説明)</p> <p>2番については、一般住宅への転用です。地図は5ページです。</p> <p>事業計画者は、市外の貸家に夫婦で居住しておりますが、将来の出産を考え、住宅の建築を計画しました。申請地は親の所有する土地であり、実家の隣接地を建築地として選定しました。</p> <p>農地の区分は、農地の広がり10ha未達の第2種農地であり、集落に接続するため許可基準に該当します。</p> <p>取水は上水道、排水は市道側溝、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。</p>

(写真説明)

3番については、一般住宅への転用です。地図は6ページです。
事業計画者は、市外のアパートに家族3人で居住しておりますが、子供の成長に伴い手狭になるため、自己用住宅の建築を計画しました。

農地の区分は、野州大塚駅から500m以内の第2種農地であり、集落接続の許可基準に該当します。

取水は上水道、排水は下水道、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番については、太陽光発電設備への転用です。地図は7ページです。

事業計画者は、太陽光発電事業を営む法人です。環境にやさしく、災害時にも役立つと考え、地域社会の貢献のため申請に至りました。申請地は日当たりが良く、隣接地に影響を及ぼす可能性が低いことから、事業地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

5、6番については、太陽光発電設備への転用です。地図は8ページです。

事業計画者は、太陽光発電事業を営む法人です。地球のエネルギー問題に対して少しでも貢献したいと考え、太陽光発電事業の申請に至りました。申請地は付近に高い建物が無く、日照を十分に得ることができるため、事業地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

佐藤主査

7番については、一般住宅への転用です。地図は9ページです。
事業計画者は、隣接地の住宅に母と妻、子供2人の計5人で居住しておりますが、世帯の独立を図るため、自己用住宅の建築を計画しま

した。

申請地は現住所の隣接地であり、通勤距離も従来どおりであることから建築地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、集落に接続するため許可基準に該当します。

取水は上水道、排水は農業集落排水、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

8番については、一般住宅敷地拡張の転用です。地図は9ページです。

事業計画者は、平成7年頃に住宅を建築しましたが、申請地に物置を置き、申請地を住宅敷地の一部として利用しておりました。この度、事業計画者の息子が隣接地において住宅建築を計画し敷地の調査をしたところ、今回の件が発覚しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、既存敷地の2分の1以内の拡張であることから、許可基準に該当します。

なお、農地を住宅敷地として利用してきたことについては、始末書が添付されております。

新たな取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

9番については、一般住宅への転用です。地図は10ページです。

事業計画者は、市外のアパートに妻と子と3人で生活しておりますが、子供の成長に伴い、アパートで暮らすのが手狭に感じるようになり、落ち着いて生活できる環境を整えようと住宅の建築を計画しました。

妻の祖母より、所有する土地を提供しても良いとの返事がもらえたことから、祖母宅の隣接地である今回の申請地を選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地ですが、集落に接続し、土地の代替性が無いため、不許可の例外規定に該当します。

取水は上水道、排水は市道側溝に放流、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

10番については、駐車場への転用です。地図は11ページです。

事業計画者は、妻と長女の3人で生活し、農業を営んでおります。世帯で所有する自動車は農作業用軽トラックの2台と自家用車の3台である。庭が狭く、市道に車両がはみ出してしまっており、危険であることから新たに駐車場が必要であります。父に相談したところ、土地を提供しても良いと返事があったことから、自宅の前にある今回の申請地を選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

11番及び12番については、太陽光発電設備への転用です。地図は12ページです。

事業計画者が同一であるため、一括でご説明いたします。

事業計画者は、太陽光発電事業を営む法人です。太陽光発電設備に取り組むにあたり、事業計画地を探していたところ、日射量の豊富な場所で発電効率も良い、申請地を選定いたしました。

11番12番共に農地の区分は、岩舟総合支所から800m以内第2種農地であり、いずれも土地の代替性が無いため許可基準に該当します。

取水、排水はなし。雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

13番については、農業用施設への転用です。地図は13ページです。

事業計画者は、申請地近くの農地を借りてしもつけネギを栽培しておりましたが、農機具の置場に困っておりました。今後農業の規模拡大をするために農業用倉庫の建築を計画しました。

申請地周辺の農地を借りてしもつけネギを栽培していることから今回の申請地を選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地ですが、農業用施設の不許可の例外規定に該当します。

取水は上水道、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

14番については、一般住宅への転用です。地図は13ページで

す。

事業計画者は、市内の借家に夫婦二人で生活しております。事業計画者は申請地近くの農地を借りてしもつけネギを栽培しております。より農作業を頑張りたいと考え、その為の生活拠点を確保するため、住宅の建築を計画しました。

農地の所有者に相談したところ、所有者より、申請地を購入しないかと話があり、今回の申請地を選定しました。

農地の区分は、農地の広がりか10ha以上の第1種農地ですが、集落に接続し、土地の代替性が無いため、不許可の例外規定に該当します。

取水は上水道、排水は市道側溝に放流、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

15番については、コンビニエンスストア敷地拡張の転用です。地図は14ページです。

事業計画者は、コンビニエンスストアの経営を主な業とする法人です。現在、岩舟町静和において店舗を経営しておりますが、当初の想定を超える多くの利用があり、駐車場が不足していることから、駐車スペースを広げるため申請に至りました。

農地の区分は、農地の広がりか10ha未満の第2種農地であり、既存敷地の2分の1以内の拡張であることから、許可基準に該当します。

新たな取水、排水はなく、雨水は浸透槽を増設し、敷地内浸透します。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

16番及び17番については、事業計画者、転用目的が同一であり、申請地も近接地であるため一括してご説明いたします。地図は15及び16ページです。

16番と17番は太陽光発電設備への転用です。事業計画者は、太陽光発電事業に取り組む法人です。

事業計画者が、太陽光発電事業に取り組むにあたり事業計画地を探していたところ、日射量の豊富な場所で発電効率も良い、今回の申請地を選定いたしました。

農地の区分は、全て農地の広がりか10ha未満の第2種農地であり、土地の代替性が無いため、許可基準に該当いたします。

取水、排水はなし。雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上17件の申請については、他法令の許認可の見込みや資金計画の妥当性等により転用の確実性も問題はないと考えられます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願ひします。北部調査委員長お願ひします。

北部調査委員長
(狐塚委員) 今回北部は、一般住宅が2件、駐車場が1件、太陽光発電設備が3件、合計6件の申請がありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございました。南部調査委員長お願ひします。

南部調査委員長
(山崎委員) 今回南部は、一般住宅が3件、一般住宅敷地拡張が1件、農業用倉庫が1件、駐車場が1件、コンビニエンスストア敷地拡張が1件、太陽光発電設備が4件、合計11件の申請がありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。番号1番について、5番長委員お願ひします。

長委員 5番長です。

1番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおり何の問題もないと思われ。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議長 番号2番について、11番田中委員お願ひします。

田中委員 11番田中です。

2番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。

	特に問題ないと思われまますので、ご審議よろしくお願ひします。
議 長	番号3番について、1番若色より報告いたします。 3番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。 特に問題ないと思われまますので、ご審議よろしくお願ひします。
議 長	番号4番から6番について、10番狐塚委員お願ひします。
狐塚委員	10番狐塚です。 4番から6番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。問題ないと思われまますので、ご審議の程よろしくお願ひします。
議 長	番号7番、8番について、8番平本委員お願ひします。
平本委員	8番平本です。 7番8番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。何の問題ないと思われまますので、よろしくお願ひします。
議 長	番号9番について、17番荒川委員お願ひします。
荒川委員	17番荒川です。 9番ですが、息子さんの家を建てるということで、周辺農地への影響もなく問題ないと思ひます。よろしくお願ひします。
議 長	番号10番について、18番石塚委員お願ひします。
石塚委員	18番石塚です。 10番の案件については、事務局および調査委員長の説明のとおり何の問題もないと思われまますので、よろしくお願ひします。
議 長	番号11番から14番について、3番五十畑職務代理者お願ひします。
五十畑職代	3番五十畑です。 11番、12番は太陽光発電への転用です。13番、14番の譲受人は、新規就農者でねぎを作っている方で、農業用倉庫と住宅への転用です。何の問題もないと思ひますので、ご審議よろしくお願ひします。

議 長	番号15番について、20番佐山委員お願いします。
佐山委員	20番佐山です。 15番ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりで、問題ありませんのでよろしくお願いします。
議 長	番号16番、17番について、12番山崎委員お願いします。
山崎委員	12番山崎です。 16番、17番の案件ですが、先程調査委員長として説明したとおり、特に問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
議 長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第3号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
議 長	次に議案第4号「非農地証明願について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
田沼主査	議案書の11ページをご覧ください。 今回は、2件の申請がありました。願出人・土地の表示等については記載のとおりです。 1番については、地図は5ページです。 申請地は1筆で、航空写真等により、平成15年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。 (写真説明) 2番については、地図は17ページです。 申請地は1筆で、航空写真等により、平成11年以前から宅地とし

て利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上2件について、非農地の証明をすることはやむを得ないと思われま

す。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願ひします。北部調査委員長お願ひします。

北部調査委員長
(狐塚委員)

今回北部は、2件の申請がありました。

いずれも20年以上、宅地として利用されてきたことを理由としております。

書類審査及び現地調査を行いました。農地への復元が容易でないと認められるため、非農地証明をすることは妥当であると考えま

す。以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願ひ

議長 ありがとうございます。ここで地元委員の意見を伺います。番号1番について、11番田中委員お願ひします。

田中委員

11番田中です。

1番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。現地確認をしましたが、20年以上宅地として利用していたところで、特に問題ないと思ひますので、よろしくお願ひします。

議長 番号2番について、4番正田委員お願ひします。

正田委員

4番正田です。

2番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおり特に問題ないと思われま

議長 ありがとうございます。

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願ひします。

(質疑なし)

議長

発言がないようですので、採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり証明することにご異議ござい

ませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおり証明することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定（利用権の設定）について」を議題とします。新規、再設定併せて47件の利用権の設定であり、事務局の説明は省略します。

議 長 これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)

議 長 発言がないようですので、採決いたします。
議案第5号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定（所有権の移転）について」を議題とします。県農業振興公社に関する4件8筆、約246aであります。事務局の説明は省略します。

議 長 これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)

議 長 発言がないようですので、採決いたします。
議案第6号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、議案第6号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議 長 次に議案第7号、「農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題とします。事務局の説明は省略します。

- 議 長 これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)
- 議 長 発言がないようですので、採決いたします。
議案第7号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認め、議案第7号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。
- 議 長 次に日程第4報告事項に入ります。
報告第1号から、報告第6号までを一括報告とします。事務局の説明は省略します。
- 議 長 報告事項について発言のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)
- 議 長 発言がないようですので、報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。その他、皆さんから何かございますか。
(質疑なし)
- 議 長 発言がないようですので、以上をもちまして、令和6年9月栃木市農業委員会総会を閉会いたします。

[閉 会 午後4時1分]

議事録を証するため下記署名いたします。

令和6年 月 日

農業委員会長 _____ (若 色)

署名委員 _____ (平 本)

署名委員 _____ (渡 邊)